

## 4 退職するとき

---

東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

### 所定の期間を満たさず保育士を辞めるとき

- 返還免除に必要な所定の従事期間を満たさずに保育士を辞める場合は返還
- 返還手続きは「修学生のしおり」または「5 返還するとき」の動画を確認

## 出産のため退職し、 出産後に保育士として再就職希望

### 《猶予期間》

退職日の属する月の翌月から子が1歳になる日の属する月まで

\* 要件を満たせば、1歳半、2歳まで延長可

### 《提出書類》

- ① 返還猶予申請書（再就職の意思があることを記入）
- ② 医師の証明書または母子手帳のコピー
- ③ 保育士業務従事届（退職までの分）
- ④ 従事日数内訳書（退職までの分、非常勤の場合）

## 出産のため退職し、 出産後に保育士として再就職希望

### 《その後》

- 同じ事由による猶予期間を延長 → 再猶予申請
- 保育士として再就職 → 再猶予申請（保育士業務に従事することによる猶予に変更）
- 猶予期間中に再就職できない（しない） → 返還手続き

## 疾病・負傷等のため退職し、 治癒後に再就職を希望

### 《猶予期間》

退職日の属する月の翌月から診断書の療養期間まで

### 《提出書類》

- ①返還猶予申請書(再就職の意思があることを記入)
- ②医師の診断書
- ③保育士業務従事届(退職までの分)
- ④従事日数内訳書(退職までの分、非常勤の場合)

## 疾病・負傷等のために退職し、 治癒後に再就職を希望

### 《その後》

- 同じ事由による猶予期間を延長⇒再猶予申請
- 保育士として再就職⇒再猶予申請(保育士業務に従事することによる猶予に変更)
- 疾病・負傷等による猶予期間の後、就職活動⇒再猶予申請(就職活動中による猶予に変更)